

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>箕面高等学校</p>	<p>行政財産の使用許可に当たっては、当該相手方から提出される行政財産使用許可申請書に併せて誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約）を徴しなければならないが、下記行政財産の使用許可については、当該誓約書を徴していなかった。</p> <p>1 行政財産使用許可申請書の提出 令和3年2月1日 2 行政財産使用許可に係る起案 令和3年2月5日（決裁日：令和3年2月8日） 3 行政財産使用許可書の交付 令和3年2月9日（大阪府指令箕面高第91号） 4 行政財産使用許可物件</p> <table border="1" data-bbox="448 722 1605 968"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>食堂 85.00 m² 給品部 20.42 m² 自動販売機 2台 (建物内 1台、 建物外 1台)</td> <td>食堂及び給品部 開設、自動販売 機設置</td> <td>233,560円</td> <td>令3.4.1～令8.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	食堂 85.00 m ² 給品部 20.42 m ² 自動販売機 2台 (建物内 1台、 建物外 1台)	食堂及び給品部 開設、自動販売 機設置	233,560円	令3.4.1～令8.3.31	<p>検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。 また、今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第四号)を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱】 (個人情報の収集) 第5条 部局長等は、公有財産の処分等における暴力団及び暴力団密接関係者の排除を図るため、公有財産の処分等に係る申請者及びその共有予定者から次の各号に掲げる個人情報を収集するものとする。ただし、入札及び公募の場合は、入札者、申込者及びその共有予定者から第1号及び第2号に掲げる個人情報を、落札者、決定者及びその共有予定者から第3号及び第4号に掲げる個人情報を収集するものとする。 (1) 氏名及びその読み仮名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びにこれらの読み仮名） (2) 生年月日 (3) 法人の全ての役員に係る第1号及び第2号に掲げる事項 (4) 法人の主たる事務所の所在地</p> <p>2 前項に規定する個人情報を収集するため、公有財産の処分等に係る申請時に、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、入札及び公募の場合は、第1号に掲げる書類は入札時又は申込時に、第2号及び第3号に掲げる書類は開札後又は決定後速やかに提出を求めるものとする。 (1) 誓約書(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約) (2) 法人にあつては、役員名簿(氏名及びその読み仮名、生年月日が分かるもの。) (3) 法人にあつては、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書</p>	<p>行政財産の使用許可における誓約書については、当該業者から遡及する形で徴取した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間									
建物	食堂 85.00 m ² 給品部 20.42 m ² 自動販売機 2台 (建物内 1台、 建物外 1台)	食堂及び給品部 開設、自動販売 機設置	233,560円	令3.4.1～令8.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）